

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報  
平成18年4月21日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合)</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

平成18年4月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	原子炉停止時冷却モード運転中の残留熱除去系において、熱交換器の流量調整に伴う原子炉圧力の上昇(若干)により、残留熱除去ポンプ(D)の停止が認められたため、対応を検討	
2	3号機	燃料取扱装置検査要領書記載の手順において、検査担当者等に一部誤記が認められたため、誤記を訂正・検査を再開	
3	4号機	タービン建屋補機冷却水系熱交換器(C)の点検時、淡水側ドレン弁(V-36-120C)にシートリークが認められたため、当該弁を修理	
4	5号機	所内ボイラ清缶剤注入ポンプの減速機において、油のにじみが認められたため、当該減速機を点検・修理	
5	6号機	主タービンスラスト保護装置の点検時、ランプホルダー不良により圧カスイッチ動作表示ランプの不点灯が認められたため、当該ホルダーを交換	
6	6号機	第3種機器供用期間中検査において、検査要領書添付の弁開閉状態チェックシートの一部に誤記が認められたため、誤記を訂正・検査を再開	
7	6号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)吸込圧力計(PI-3-22・11B)及び吐出圧力計(PI-4-21・01B)の点検時、圧力緩衝部品のシール部よりリークが認められたため、当該部を交換	
8	6号機	気体廃棄物処理系排ガス粒子フィルタ(A)の差圧確認時、差圧指示不良(ドリフト)の可能性が認められたため、差圧指示計を点検	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
9	6号機	復水貯蔵タンクヒーティングコイル(HC6-8)加熱蒸気入ロラインのYストレーナドレン弁(V-P61-F593)において、シートリーク(1滴/5秒程度)が認められたため、当該弁を点検・修理	
10	集中環境施設	高温焼却炉設備排ガス分析計ラック(R72-A57)内のガス冷却器ファンの点検時、ファン軸受に固着が認められたため、当該部を修理	
11	集中環境施設	高温焼却炉廃棄物移送箱転倒機において、運転中にローラ部変形及び蛇腹ガイドローラの外れによる工程異常が発生した為、当該部を点検及び調査	
12	集中環境施設	雑固体焼却炉(A)の排ガスフィルタ(A・B)差圧記録計において、動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	
13	その他	水処理設備排水処理装置の処理水流量計において、指示不良(ハンチング)が認められたため、当該計器を点検・校正	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで